

第15図 安楽寿院陵の出土品(2)

張舗装箇所では八点と少く、外構柵設置箇所では出土しなかった。計四三  
 点の遺物のうち大半の三二点が瓦で、他に陶器や近代のものと思われる  
 下駄がある。また瓦は、平安時代のものから近年のものまであり、混在  
 した状態で出土した。

陶器(第14図1) 両面に鉄釉を施した播鉢の口縁部である。

瓦(第14図2~第15図) 鬼瓦・丸瓦・平瓦がある。

鬼瓦(第15図) 脚部のみ残す。図と逆の上方に巻き込むものかもし  
 れない。黒灰色を呈する燻し瓦で調整は撫でを用いる。二・五×二セン  
 チの楕円形を呈する孔が、正面から見えない所に一箇所穿たれている。

丸瓦(2・4・6) 玉縁を有する丸瓦である。いずれも凹面には布  
 目を残す。6の凸面は縦の削り痕が認められる。また、径二センチ弱の

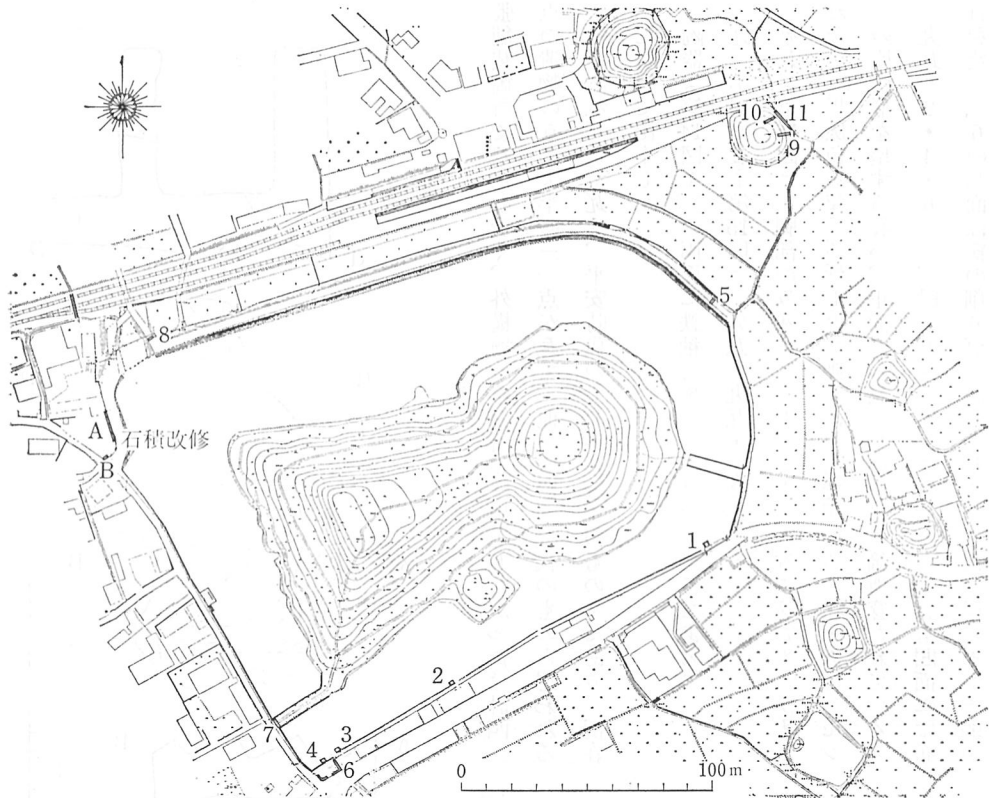
釘穴が穿たれている。2は灰白色を呈する尾張産の瓦で、他は燻し瓦で  
 ある。

平瓦(3・5) いずれも灰白色を呈する尾張産で、凹面を斜めに削  
 っている。凸面は3が撫でと押え、5が縦の撫でを用いる。3は焼成が  
 よく、一部に灰釉がかかっている。

以上のうち、事前調査による出土品は3~5である。また、1・6・  
 第15図は浚渫箇所、2は陵前石張箇所から出土した。(土生田純之)

#### 宇度墓整備工事区域の調査

垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命の宇度墓は、大阪府南端部の淡輪に所在



第16図 宇度墓調査箇所的位置 (1/3000)

する大型の前方後円墳である。墳丘は東西に主軸を置き、周濠をめぐらし、くびれ部前方側の左右に造り出しを備える。

外堤南側の石積改修、見張所横外柵設置、ろ号陪冢墳丘裾保護その他の工事を行うことになり、昭和五十八年九月十九日から十日四日まで事前調査を実施した。この間、坪井清足・安江朝光の両氏には現地検分を願い、考古学・工法上の指導・助言を頂いた。また、同年十一月二十五日から翌年三月三十日までの工事期間中の掘削時に、立会調査を実施した。

事前調査は、石張改修予定箇所には二・五×二メートルのトレンチを一本、二・五×一・五メートルのトレンチを一本、二×二メートルのトレンチを二本設定して進めた(第16図)。

周濠内トレンチ(第1~4トレンチ・第17図1~4)の基本的層序は、

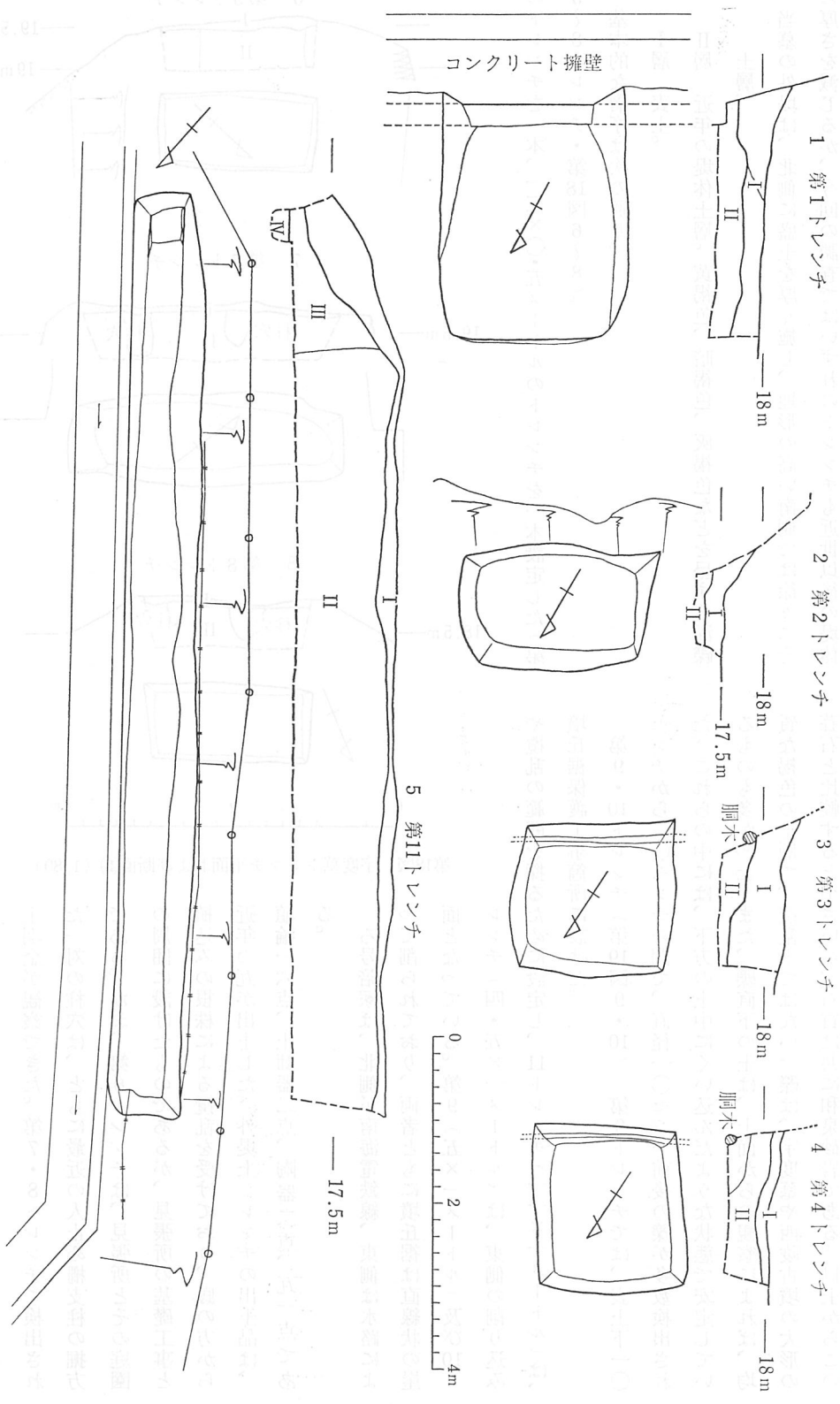
I層 濠内堆積層。ヘドロ・流入土砂・置土などからなる。

II層 礫を多量に含む、青灰色もしくは灰色の粘質砂層。この

層は、下方程包含する礫が大きくなり、数もふえる。

以上のような極めて単純なもので、池沼堆積層はない。またI層とII層の境界はほぼ水平で、II層は遺物を全く含まない。従ってII層は地山であり、濠内が大規模な浚渫作業を受けていることを示すものである。以上の箇所からは、埴輪六点だけが出土した。

外堤上には、二×一メートルのトレンチを二本、三×一メートル

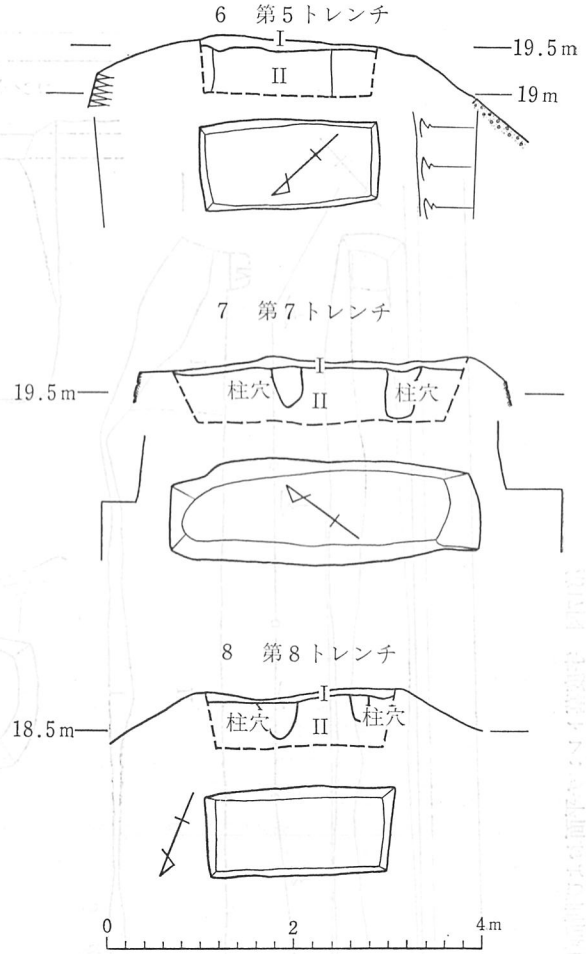


第17図 宇度墓トレンチ平面および断面(1) (1/80)

の厚さを減じるが、今回の調査ではいずれのトレンチも近世以後の堤体

当墓の外堤は、北側に盛土を厚く施し、地形の高い南側では徐々にそ  
 土層。 I層 表土。  
 II層 近年の堤体土層。黄褐色、暗褐色、灰褐色などを呈する混礫

のトレンチを一本、一三×〇・五メートルのトレンチを一本設定した(第  
 5〜8トレンチ・第18図6〜8)。  
 基本的な層序は次の通り。



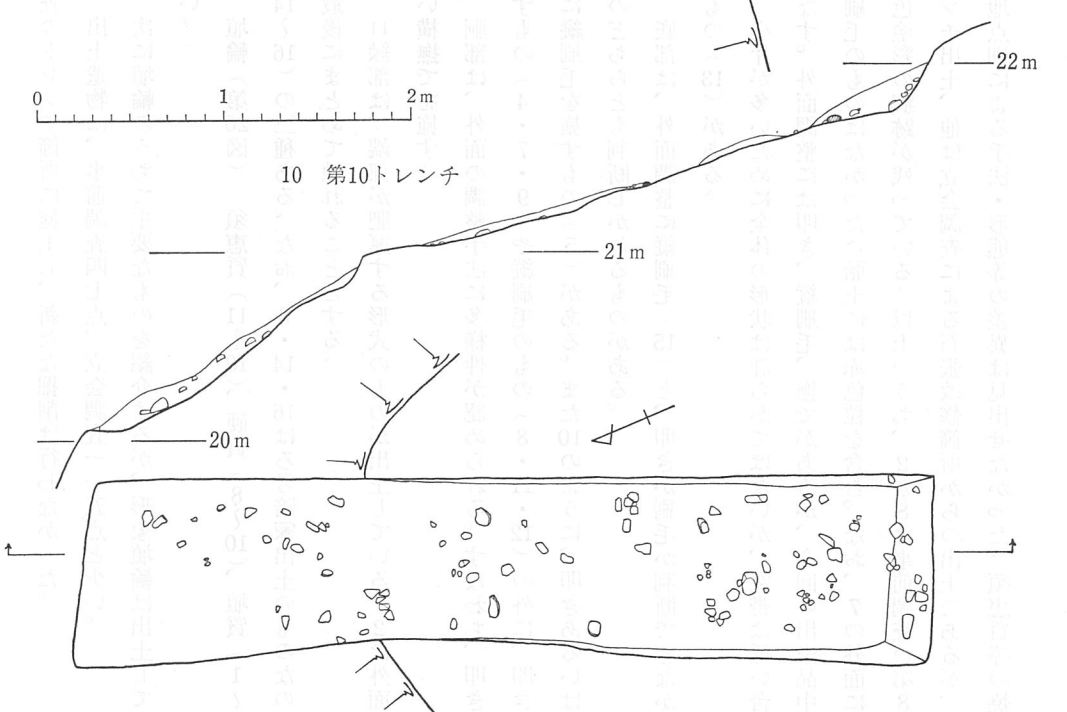
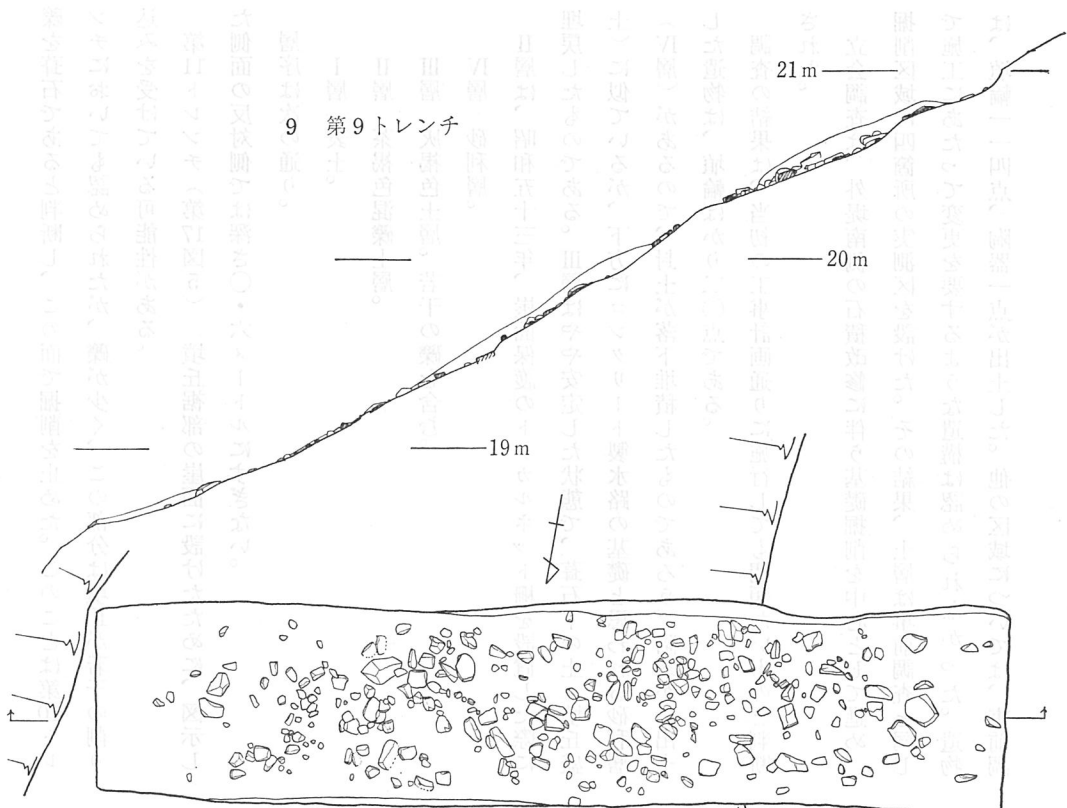
第18図 宇度墓トレンチ平面および断面(2) (1/80)

葺石と比較すると小さいが、石質は共に和泉砂岩である。以上からこの

るものも多かった。また、礫直下の土は、上面からの観察によれば、均

や攪乱の範囲を探るために設定し、11トレンチ(一一×一メートル)は、  
 墳丘裾保護工事箇所設けた。  
 第9・10トレンチ(第19図9・10) 第9トレンチでは、表土下一〇

盛土層を検出したにとどまる。第5トレンチでは粘  
 土羽金を観察できた。第7・8トレンチで検出され  
 た一对の柱穴は、ともに最近の人止め柵支柱の掘方  
 である。なお、第6トレンチは、見張所とその庭園  
 の周囲に設けたものであるが、見張所の基礎工事と  
 植込みの根株による攪乱を受けており、底の方から  
 近年の瓦が出土した。外堤上トレンチの出土品は、  
 埴輪一六点、土師器二点、陶器二点、瓦一点であ  
 る。  
 ろ号陪冢は、北側が南海電鉄線、東側は水路によ  
 って削られており、両者ともに墳丘裾は直線状の崖  
 面となっている。第9(五×一メートル)及び10ト  
 レンチ(四・五×一メートル)は、東側の削り込み



第19図 宇度墓トレンチ平面および断面(3) (1/40)

礫を葺石であると判断し、この面で掘削を止めた。このことは第10トレンチにおいても認められたが、礫が少く、この部分は墳丘が若干の削り込みを受けている可能性がある。

第11トレンチ（第17図5） 墳丘裾部の崖面に設けたために、図示した側面の反対側では深さ〇・六メートルにすぎない。

層序は次の通り。

I層 表土。

II層 茶褐色混礫土層。

III層 灰褐色土層。若干の礫を含む。

IV層 砂利層。

II層は、昭和五十三年、崖面保護のトリカルネット柵を設置した際に埋戻したものである。III層はやや安定した状態で、葺石下の土（墳丘盛土）に似ているが、下方にコンクリート製水路の基礎と思われる砂利層（IV層）があるので、封土が落下堆積したものであろう。陪冢から出土した遺物は、埴輪ばかり二〇点である。

調査の結果は、当初の工事計画通りに施行しても問題ないものと判断された。

立会調査は、外堤南側の石積改修に伴う基礎掘削を中心として進め、掘削区域に四箇所の実測区を設けた。その結果、土層は事前調査と同じで施工にあたって変更を要するような遺構は認められなかった。遺物は、埴輪一一四点、陶器一点が出土した。他の区域については、事前調

査のトレンチ箇所施工し、新たな掘削は行わなかった。

出土遺物は、事前調査四七点、立会調査一一五点と少い。

次に埴輪のうちで主要なものを紹介するが、形象埴輪は出土していない。

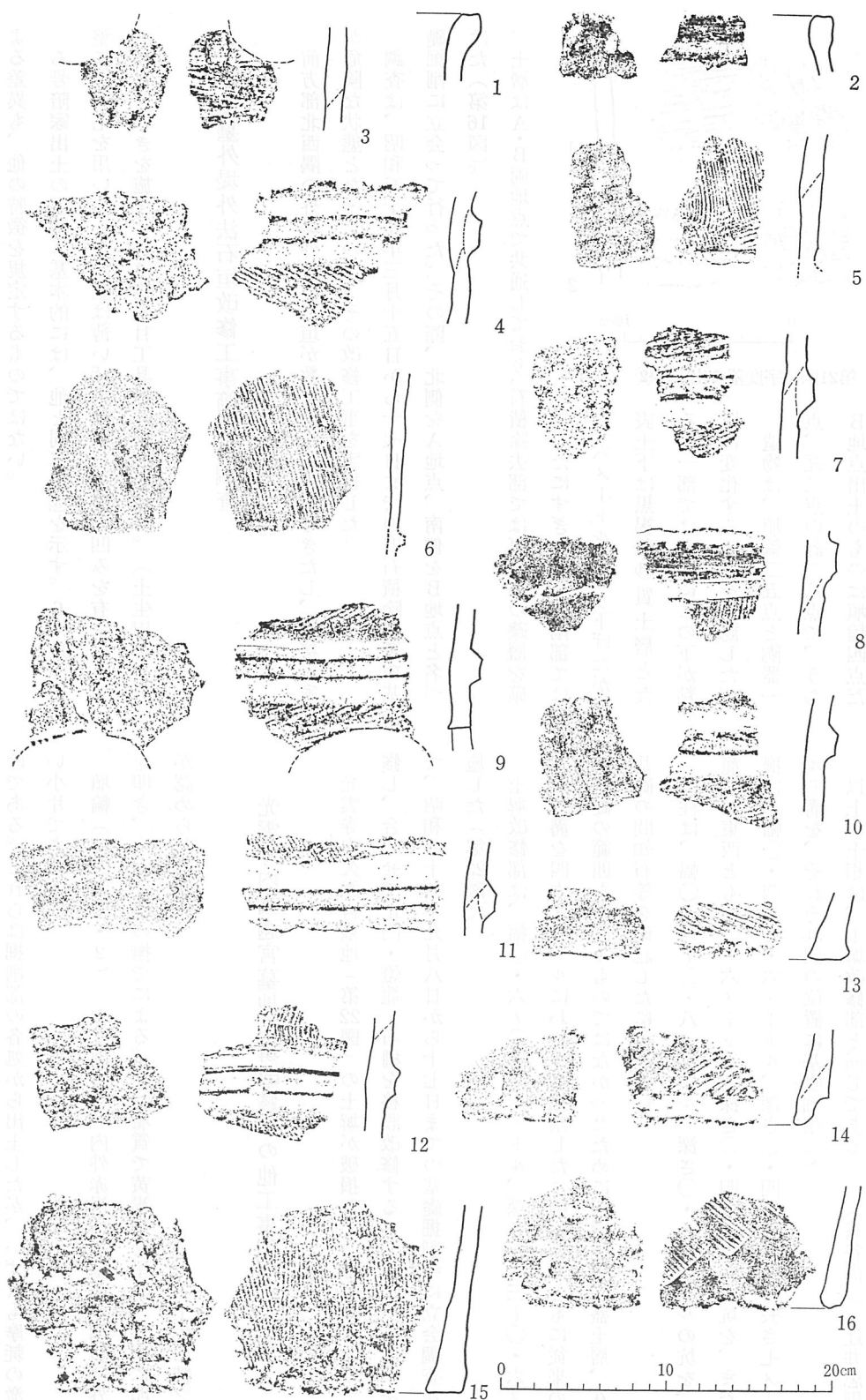
埴輪（第20図） 須恵質（11～13）、硬質（8～10）、埴質（1～7・14～16）の三種ある。なお、6・14・16はろ号陪冢出土のものなので、最後にまとめて触れることとする。

口縁部は、端部が肥厚する形式のものが出土している。2は外面に強い横撫でを施す。

胴部は、外面の調整手法に多様性が認められる。すなわち、叩きを施すもの（4・7・9）や縦刷毛のもの（8・11・12）の外に、叩きの後に縦刷毛を施すもの（5）がある。また10のように、叩きあるいは刷毛のどちらとも判断しかねるものがある。

底部は、外面調整に縦刷毛（15）と、叩きか刷毛か判断できなかったもの（13）がある。

小片が多いために全体の形状は詳らかではないが、突帯は低い台形をなす。外面調整には叩き、縦刷毛、撫でがあるが、今回の出土品中に横刷毛のものはない。胎土には赤色粒を含む。なお、7の外面には赤色塗彩の痕跡が残っている。以上のうち、2と8は事前調査の第8トレンチ出土、他は立会調査による石張改修箇所からの出土であるが、出土地点別による手法・形態等の差異は見出せなかった。須恵質等の焼成に



第20図 宇度墓の出土品(1) (1/4)

よる差異も、他の特徴を規定するものではない。

ろ号陪冢出土の埴輪 基本的には、他と同じ形態を示す。6は外面調整に縦刷毛を用いるが、器壁は薄い。14は底部外面に凹みを有するもので、粗い叩きを施す。16は刷毛目工具の停止痕を残す。(土生田純之)

#### 宇度墓外塚外法石垣改修工事箇所調査

前方部北西隅の外塚外法の石垣が数年前から孕みをきたし、隣接民家が危険な状態となったので、その改修工事を実施した。

調査は、昭和五十九年三月十五日から十七日までの旧石積除去及び基礎掘削に立会って行った。その際、北側をA地点、南側をB地点と名づけた(第16図)。



第21図 宇度墓の出土品(2) (1/4)

土層はA・B両地点で共通しており、石積除去部では裏込めの礫層を認めたにすぎない。掘削部では○・六メートル程掘り下げたが、表土下は黒褐色砂質土層となる。一部ではさらにこの下が粘質に変化することを確認した。遺物は、埴輪二五点と陶器一点、瓦二点の計二八点で、うちB地点出土のものは埴輪四点だ

けである。これらは掘削部の各処から出土したが、いずれも摩耗の激しい小片である。

埴輪(第21図1・2) 1は硬質で、内外赤褐色を呈す。調整は外面を叩き、内面は縦の撫でによる。2は埴質で黄褐色を呈し、外面に叩きが認められる。(土生田純之)

#### 光雲寺内久邇宮墓地土塀改修その他工事箇所調査

光雲寺内久邇宮墓地(第22図)の土塀が破損し、一部崩壊したので改修し、合わせて正門・燈籠・石柵を移設改修することとなった。そこで、昭和五十八年九月八日から十七日までの基礎掘削中に立会調査を実施した(第23図)。

土塀改修部は、幅○・六〇・六〇・九メートル、深さ○・三〇・六メートルの溝を四六メートルにわたって掘削した。幅・深さともに従来の土塀基礎の範囲を上回るものではなかったために、攪乱層、盛土層、在来基礎の間知石等を確認したにすぎない。

門柱は、幅○・六〇・八メートル、深さ○・八メートルの坑を、燈籠は、東西とも幅○・六メートル、深さ○・四メートルの坑を、また石柵は、幅○・四〇・六メートル、深さ○・四メートル、長さ七メートルの溝を、それぞれ図の位置に基礎掘削した。

以上の土相は、土塀改修部と同じである。(茶谷尚三・辻井忠則)